

報告第 8 号

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和 31 年秋田県教育委員会規則第 10 号）第 4 条第 1 項の規定により専決処分を行ったので、同条第 2 項の規定に基づき教育委員会に報告し、その承認を求めるものとする。

平成 27 年 10 月 14 日

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

理 由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、教育委員会を開くいとまがなく専決処分を行ったので、これについて教育委員会に報告し、その承認を求めるものである。

専 決 処 分 書

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定に基づき、議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について専決処分する。

平成27年9月4日

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について

平成27年9月4日付け財-145により次の議案について意見を求められたが、原案のとおり同意する。

- 1 平成27年度秋田県一般会計補正予算（第3号）（教育委員会に関する事項）
- 2 秋田県立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例案
- 3 工事請負契約の締結について（秋田地区中高一貫教育校（仮称）中学校体育館棟建築工事）

平成27年度補正予算内容説明書

一般会計

幼保推進課
(単位：千円)

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		898	国	898	
	1		教育総務費		898	国	898	
		4	教育指導費		898	国	898	
			教育振興費	01 保育所整備等特別対策事業	898	国	898	認定こども園の改築への 助成に要する経費
			合計		898	国	898	

平成27年度補正予算内容説明書

一般会計

特別支援教育課
(単位：千円)

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		4,011		4,011	
	5		特別支援学 校費		4,011		4,011	
		2	特別支援学 校管理費		4,011		4,011	
			特別支援学 校運営費	01 教育的ニーズに応じた特別支 援学校施設等整備事業	4,011		4,011	特別支援学校の設備整備 に要する経費
合計					4,011		4,011	

議案第七十一号

秋田県立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例案

秋田県立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例

秋田県立特別支援学校設置条例（昭和三十九年秋田県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

秋田県立聾学校
秋田県立聾学校

を

秋田県立聴覚支援学校
秋田県立聴覚支援学校

に改め、同表秋田県

立比内養護学校の項中「秋田県立比内養護学校」を「秋田県立比内支援学校」に改め、同表秋田県立能代養護学校の項中「秋田県立能代養護学校」を「秋田県立能代支援学校」に改め、同表秋田県立栗田養護学校の項中「秋田県立栗田養護学校」を「秋田県立栗田支援学校」に改め、同表秋田県立大曲養護学校の項中「秋田県立大曲養護学校」を「秋田県立大曲支援学校」に改め、同表秋田県立横手養護学校の項中「秋田県立横手養護学校」を「秋田県立横手支援学校」に改め、同表秋田県立稲川養護学校の項中「秋田県立稲川養護学校」を「秋田県立稲川支援学校」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十七年九月十日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理 由

特別支援教育に関する整備計画に基づき、特別支援学校の名称を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第百八十二号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

- 一 工 事 名 秋田地区中高一貫教育校（仮称）中学校体育館棟建築工事
- 二 工 事 箇 所 秋田市仁井田緑町地内
- 三 工 事 概 要 別紙工事概要のとおり
- 四 執 行 方 法 条件付き一般競争入札
- 五 契 約 金 額 一金八億壱千九百七拾貳万円
- 六 契 約 の 相 手 方 秋田市茨島三丁目一番六号
三菱・長谷駒・三和・千代田特定建設工事共同企業体

代表者 三菱マテリアル電子化成株式会社

代表取締役 越村 正己

七 工 期 契約締結の日から平成二十八年十二月十九日まで

平成二十七年九月十日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理 由

秋田地区中高一貫教育校（仮称）中学校体育館棟建築工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年秋田県条例第三十二号）第二条の規定に基づき、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

別 紙

工

事

概

要

<p>体 育 館 棟</p>	<p>区 分</p>
<p>地 上 三 階 建</p>	<p>鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造</p> <p>構 造</p>
<p>延 べ 面 積</p> <p>三、四八一平方メートル</p>	<p>建 築 面 積</p> <p>一、七四七平方メートル</p> <p>工 事 内 容</p>